



情報マネジメントシステム

ISMS認証機関認定の実施に係る指針 MD29

JIP-IMAC229-1.0

2024年5月27日

**一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)**

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <https://isms.jp/>

ISMSACの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2024.5.27	初版発行	

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100 (ISMS 認証機関認定基準及び指針) に基づく認定の実施における ISO/IEC 27006:2015 (JIS Q 27006:2018) から ISO/IEC 27006-1:2024 への移行に係る指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター (以下、本認定センターという) が IAF¹ (国際認定フォーラム) 必須文書 IAF MD29:2024 (ISO/IEC 27006-1:2024 への移行に関する要求事項²) (以下、IAF 必須文書という) の原文³ を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF 必須文書の日本語訳を添付している。

- 2) この指針に添付している IAF 必須文書の日本語版に対し“ISO/IEC 17011”は“JIS Q 17011”というように、対応する JIS 規格がある場合は、それに読み替えるものとする。
さらに ISO/IEC 27006-1:2024 は、対応する JIS 規格が発行された場合は、それに読み替えるものとする。

¹ IAF: International Accreditation Forum, Inc.

² Transition Requirements for ISO/IEC 27006-1:2024

³ 本認定センターは、IAF 文書の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

(このページは空白です。)



IAF Mandatory Document

ISO/IEC 27006-1:2024 への 移行に関する要求事項

Issue 1

(IAF MD 29:2024)

注:この文書は、IAF Mandatory Document Transition Requirements for ISO/IEC 27006-1:2024 の内容を変更することなく本センター及び公益財団法人 日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.9 参照) から入手できる。

2024 年 5 月 27 日

情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)

国際認定フォーラム（IAF）は、IAF メンバーによって認定された適合性評価機関（CAB）が発行する適合性評価結果が全世界で受け入れられるよう、認定機関（AB）間における相互承認協定を世界的規模で運用することによって、貿易を推進し、産業界及び規制当局を支援している。

認定は、認定された CAB が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAF メンバーである AB 及びそれらに認定された CAB は、適切な国際規格及びその一貫した適用のための IAF 基準文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定（MLA）に加盟している AB は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLA の構造は、“IAF PL 3 – Policies and Procedures on the IAF MLA Structure and for Expansion of the Scope of the IAF MLA” に、IAF MLA の範囲は、IAF MLA Status document に詳述されている。

IAF MLA の構造は 5 つのレベルで構成されている。レベル 1 は全ての AB に適用される基準、JIS Q 17011 を規定している。レベル 2 の活動と、対応するレベル 3 の基準文書との組合せを MLA のメインスコープと称し、レベル 4（該当する場合）及びレベル 5 の関連する基準文書の組合せを MLA のサブスコープと称する。

- MLA のメインスコープは、例えば製品認証のような活動と、JIS Q 17065 などの関連する強制規格を含む。メインスコープレベルにおける CAB による証明は、同等に信頼できると見なされる。
- MLA のサブスコープは、例えば JIS Q 9001 などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合、例えば、ISO 22003-1 などのスキーム固有の要求事項を含む。サブスコープレベルにおける CAB による証明は同等と見なされる。

IAF MLA は、市場による適合性評価結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA 加盟 AB に認定された機関によって、IAF MLA の適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。

目次

1. 序文.....	5
2. 主な変更点.....	5
3. 移行に係る主な期間.....	6
4. 移行プロセスにおける処置.....	7
4.1 ABによる処置.....	7
4.2 CABによる処置.....	8
4.3 その他.....	9

第1版

作業：IAF 技術委員会

承認：IAF メンバー

発行日：2024年5月21日

問い合わせ先: Victor Gandy

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 (571) 569 - 1242

Email: secretary@iaf.nu

承認日：2024年4月25日

適用日：2024年5月21日

IAF 必須文書への序文

この文書で使用されている“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。認定機関（AB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

ISO/IEC 27006-1:2024 への移行に関する要求事項

1. 序文

規準文書の移行に関する情報を提供する全ての文書は、IAF MLA 署名認定機関 (AB) 及び認定された適合性評価機関 (CAB) が従うべき必須文書であり、その適用範囲はこの文書に詳述されているとおりであります。この文書は、IAF 技術委員会において任命されたタスクフォースが、IAF PR7—Requirements for Producing IAF Mandatory Documents on Transitions に従って作成したものである。この文書は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) スキームにおける全ての IAF MLA 署名 AB 及び認定された CAB に義務付けられる。

この文書は、以下に関する移行の要求事項を提供する。

規準文書	ISO/IEC 27006-1:2024
移行前の文書	ISO/IEC 27006:2015 及び ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 注記：本 MD で ISO/IEC 27006:2015 に言及する場合、ISO/IEC 27006:2015 及び ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 を含んでいる。
現在の状況 (本 MD 発行時点)	IS (国際規格)
移行期間	規格発行月の末日から 2 年間 (24 か月間)

本 MD は、IAF PR 7 の要求事項に従って作成されたものであるため、PR 7 の 1.2.2 項に従い、スキームが特定の移行プロセスを決定する場合、本 MD は適用されない。

2. 主な変更点

ISO/IEC 27006:2015 から ISO/IEC 27006-1:2024 への主な変更点には以下のものを含むが、これらに限定されない。

- i) 遠隔審査に関する要求事項の修正
 - a) 9.1.3.3 の遠隔審査の整備に関する新しい要求事項。
 - b) 9.4.3.2 の、遠隔審査を実施する程度及び有効性を審査報告書で示さなければならないという要求事項。
 - c) 遠隔審査の活動が計画した現地審査工数の 30%を超える場合、認定機関から承認を得なければならないという要求事項を削除。
 - d) 物理的な関連拠点がほとんどない、又は全くない組織については、審査報告書 (9.4.3.2 参照) 及び認証文書 (8.2.2 参照) に、組織の活動が遠隔で実施されていることを明記しなければならない。

- ii) 審査工数計算に関する要求事項の更新（附属書 C 参照）
- a) ある特定の同一の活動を行う人の概念を C.2.1 に導入し、それに応じて C.3.4 で初期人数の決定方法に関する要求事項を定義。
 - b) 適用範囲拡大のための審査工数に関する新しい要求事項を C.7 に追加
 - c) C.6 において、複数サイトの審査工数の計算方法を一層明確化。
- iii) ISO/IEC 27001:2022 の附属書 A に記載されている情報セキュリティ管理策に整合させるために ISO/IEC 27006:2015 の附属書 D を更新し、ISO/IEC 27006-1:2024 の附属書 E とする。表 D は表 E と改められた。
- iv) ISMS 認証文書(8.2.3 参照)において他の規格を参照することに関する要求事項の修正。
- v) 例えば (ISO/IEC 27006-1:2024) の 5.2、7.1.3、9.3.2.2 及び 9.4 において、ISO/IEC 17021-1:2015 との重複を削除。
- vi) ISMS 審査員の実務経験及び訓練について、例えば 4 年の常勤による実務経験などの定量的要求事項を削除。

3. 移行に係る主な期間

ISO/IEC 27006-1:2024 は 2024 年 3 月に発行された。IAF の決定に従い、以下の日付は 2024 年 3 月 31 日から計算される。

活 動	期 日
認定機関 (AB)	
AB は、右記の期日までに ISO/IEC 27006-1:2024 に対する認定審査ができるように準備する。	ISO/IEC 27006-1:2024 の発行月の末日から 9 か月 (2024 年 12 月 31 日)
AB は、右記の期日以降は全ての初回 (又は既存の認定に対する拡大) 認定審査に ISO/IEC 27006-1:2024 を使用しなければならない。	ISO/IEC 27006-1:2024 の発行月の末日から 12 か月 (2025 年 3 月 31 日)
AB による全ての CAB の認定の移行は、右記の期日までに完了する。	ISO/IEC 27006-1:2024 の発行月の末日から 24 か月 (2026 年 3 月 31 日)

適合性評価機関 (CAB)	
CAB は、右記の期日以降は全ての初回認証審査及び再認証審査に ISO/IEC 27006-1:2024 を使用しなければならない。	各 CAB の認定の移行日に基づいて決定される。
CAB は、右記の期日以降は、全ての被認証組織に対して ISO/IEC 27006-1:2024 を使用しなければならない。	ISO/IEC 27006-1:2024 の発行月の末日から 24 か月 (2026 年 3 月 31 日)

注記：認定の移行日以前に認証されていた組織については、CAB は、ISO/IEC 27006-1:2024 の認定後、サーベイランス審査に ISO/IEC 27006:2015 又は ISO/IEC 27006-1:2024 を使用してよい。

4. 移行プロセスにおける処置

4.1 ABによる処置

活動	要否	注記
AB の措置	要	<ul style="list-style-type: none"> — できるだけ早く、遅くとも設定された期日までに ISO/IEC 27006-1:2024 に基づいた審査ができるよう、計画を立て準備する。 — 新版と旧版の間の変更点を特定する。 — 移行期間内の暫定的な期限を含め、必要な移行の取り決めについて、CAB にタイムリーに周知することを確実にする。 — 変更の影響を受ける関連する要員が、ISO/IEC 27006-1:2024 と移行プロセスに対する力量を備えていることを確実にする。 — AB は、できるだけ早い機会に必要な処置を計画し、開始することが推奨される。
CAB の文書のレビュー	不要	
CAB の文書に関する技術的レビュー	要	CAB によるギャップ分析、移行／実施計画、実施したことを示すために必要な証拠を含む、変更に関する関連文書、及び AB が必要と判断したその他の関連情報のレビュー。

移行のために追加の審査工数が必要になる可能性はあるか？	要	CAB の移行を確認するために少なくとも 1 人日の審査。
CAB の本部事務所での技術的な認定審査（現地又は遠隔審査による）	該当する場合	AB が、CAB の文書の技術的なレビューを通じて CAB による必要な変更及び実施をレビューできた場合は、CAB の本部事務所の審査を実施する必要はない。AB がそれを確認できない場合は、事務所審査が必要である。
CAB の審査の立会	不要	
AB による移行の決定	要	AB は、特定された全ての未解決の問題が適切に対処され、CAB の力量が実証された時点で、ISO/IEC 27006-1:2024 への移行を決定する。

4.2 CABによる処置

活動	要否	注記
CAB の措置	要	<ul style="list-style-type: none"> — 移行に関する取り決めを（AB が指定した移行の要求事項に従って）AB に提出するための計画と準備を行い、定められた期日に従って新しい要求事項を適用する準備を整える。 — ギャップ分析を完了する。 — 以下に対処するための移行計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 新版と旧版の間の変更点を特定する。変更について検討されるべき典型的なプロセスには、営業／見積り、審査プロセス、認証文書、力量管理、及び既存の被認証組織とのコミュニケーションが含まれる。 ii) 変更が関連する活動／プロセスに与える影響を分析し、適合を確実にするために必要な処置を特定する（マネジメントシステム／文書、及び該当する場合は IT ツールなど）。 — 必要な変更の証拠を監視し、変更の継続的な実施を検証する。

		<ul style="list-style-type: none">— 変更の影響を受ける関連要員が ISO/IEC 27006-1:2024 及び移行プロセスに関する力量を備えていることを確実にする。要員には、審査員、審査報告書のレビュー者、認証の決定者、申請のレビュー者、審査実施の計画者が含まれるが、これらに限定されない。— CAB は、できるだけ早い機会に、必要な処置を計画し、開始することが推奨される。
--	--	---

4.3 その他

ISO/IEC 27006-1 の 2024 年版では、審査工数の決定に関する要求事項が変更されているため、CAB と既存の被認証組織との間の契約を改訂する必要がある可能性がある。

IAF 必須文書 ISO/IEC 27006-1:2024 への移行に関する要求事項 の終わり

追加情報

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。-<http://www.iaf.nu>

事務局

IAF Corporate Secretary
Telephone +1 (571) 569-1242
Email: secretary@iaf.nu